

平成 29 年 4 月 20 日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成●●年（○○）第●●号 譲受債権等請求控訴事件

（原審・福岡地方裁判所平成●●年（○○）第●●号）

口頭弁論終結の日 平成 29 年 3 月 2 日

判 決

控訴人 X株式会社

被控訴人 Y 1

（以下「被控訴人 Y 1」という。）

被控訴人 国

（以下「被控訴人国」という。）

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人 Y 1 は、控訴人に対し、3 2 2 万 7 4 6 0 円及びこれに対する平成 2 5 年 7 月 1 日から支払済みまで年 6 %の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人 Y 1 は、控訴人に対し、2 9 6 万 4 0 0 0 円及びこれに対する平成 2 5 年 1 0 月 1 日から支払済みまで年 6 %の割合による金員を支払え。
- 4 被控訴人国は、控訴人に対し、被控訴人 Y 1 と連帯して、2 9 6 万 4 0 0 0 円及びこれに対する平成 2 5 年 1 0 月 1 日から支払済みまで年 6 %の割合による金員を支払え。

5 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人らの負担とする。

第2 事案の概要並びに争点及び争点に関する当事者の主張（以下、略語は、特に掲記するほか原判決の例による。）

1 株式会社Bは、平成25年3月21日、商号を「株式会社B」から現商号である「A株式会社」に変更した上（以下、商号変更前の株式会社B又はA株式会社を「旧B」という。）、「株式会社B」の商号を旧Bから続用した株式会社B（新B）を新設する新設分割を行ったものであるが、本件は、控訴人が、新Bが被控訴人Y1に対して有する継続的商品売買契約に基づき同日から平成35年3月31日までの間に発生する売掛金債権を平成25年4月1日に譲渡担保により譲り受けたところ、被控訴人Y1が前記売掛金債権のうち同年5月中に発生した322万7460円（本件債権①）を支払わず、また、同年8月中に発生した673万1319円（本件債権②）及び同年9月中に発生した130万6006円（本件債権③）につき、これが新Bの債権であるにもかかわらず、被控訴人国（田川税務署）が同年10月22日に旧Bに係る国税の滞納処分として差し押さえ、被控訴人Y1がそのうち296万4000円を被控訴人国に支払ったとして、被控訴人Y1に対し、譲受債権の支払請求権に基づき、322万7460円（本件債権①）及びこれに対する同年7月1日（約定の支払期限の翌日）から支払済みまで商事法定利率年6%の割合による遅延損害金の支払を求める（本件請求1）とともに、296万4000円（本件債権②及び③の一部）及びこれに対する同年10月1日（約定の支払期限の翌日）から支払済みまで商事法定利率年6%の割合による遅延損害金の支払を求め、また、被控訴人国に対し、不当利得返還請求権に基づき、被控訴人Y1と連帯して、296万4000円及びこれに対する同日から支払済みまで年6%の割合による遅延損害金の支払を求めた（以下、本件債権②及び③の一部に関する被控訴人らに対する請求を「本件請求2」という。）事案である。

原判決が控訴人の請求をいずれも棄却したので、控訴人が原判決の取消し及

び控訴人の請求を認容することを求めて控訴した。

- 2 本件における前提事実は、原判決「事実及び理由」中「第2 事案の概要等」の2（3頁25行目から7頁24行目まで）に記載のとおりであり、争点及び争点に関する当事者の主張は、「第3 当事者の主張」（7頁25行目から14頁11行目まで）に記載のとおりであるから、これらを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がなく、控訴人の本件控訴は棄却すべきものと判断する。その理由は、次項のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」中「第4 当裁判所の判断」の1及び2（14頁13行目から20頁23行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

- (1) 原判決15頁16行目冒頭から20行目「行っている」までを以下のとおりに改める。

「ア 上記（1）判示のとおり、本件債権①は、新Bと被控訴人Y1との間において発生し、その後、控訴人に債権譲渡されたが、控訴人が本件債権譲渡の債務者対抗要件を具備する以前の平成25年7月31日に、被控訴人Y1は、本件債権①の弁済として本件支払をした」

- (2) 同16頁7行目から16行目までを以下のとおりに改める。

「そして、本件新設分割前の旧Bの商号と新Bの商号はいずれも「株式会社B」と同一であるが、被控訴人Y1は、本件新設分割以前から「株式会社B」の商号であった旧Bとの間で継続的に売買取引を行い（同（3）ア）、平成25年5月当時も旧Bが本件新設分割をしたこと及び「株式会社B」から「A株式会社」へと商号変更したことのいずれも知らないまま、本件債権①に係る売買取引を継続したところ、本件新設分割により「株式会社B」の商号を旧Bから続用した新Bから同月31日及び同年6月30日に代金の請求を受けたものであり（甲5、19）、また、本件支払当時（同年

7月31日)も被控訴人Y1は、本件新設分割及び旧Bの商号変更のいずれも知らなかったものである。

以上によれば、本件支払当時、被控訴人Y1は、旧Bが売買取引の相手方であり、本件債権①の債権者であると認識していたと認めることができる。」

(3) 同17頁4行目から8行目までを以下のとおりに改める。

「そして、被控訴人Y1は、旧Bに対する弁済として、旧Bが商号変更する前と同一の商号である「株式会社B」に対し、旧Bの口座である本件口座宛に本件支払をしたのであるから(乙1)、本件支払は本件債権①の準占有者である旧Bに対し、善意かつ無過失で行われた弁済ということができ、本件債権①を消滅させる有効な弁済であると認められる。」

3 控訴人は、原判決について、種々論難するが、これらの点に関する原判決の認定及び判断は、前記2のとおり補正するほか、全て正当なものとして是認でき、控訴人の前記主張はいずれも採用できない。

第4 結論

以上によれば、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 金村 敏彦

裁判官 坂本 寛

裁判官篠原淳一は、転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 金村 敏彦